

平成29年2月

投資家の皆様へ

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

**「イーストスプリング韓国株式オープン」  
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「イーストスプリング韓国株式オープン」（以下「当ファンド」といいます。）は、平成29年2月1日時点の受益者の皆様を対象に、下記の通り信託終了（繰上償還）に関する異議申立ての受付を行っております。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 信託終了（繰上償還）の理由**

当ファンドは平成18年1月31日の設定以来、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行うことにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成28年11月末時点の受益権口数が約2.9億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

**2. 信託終了（繰上償還）に関するスケジュールについて**

① 公告日	: 平成29年2月1日
② 異議申立て期間	: 平成29年2月1日～平成29年3月1日
③ 信託終了（繰上償還）の可否が決定される日	: 平成29年3月2日
④ 買取請求期間	: 平成29年3月8日～平成29年3月27日
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	: 平成29年4月3日

平成29年2月1日から平成29年3月1日までの期間に異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が平成29年2月1日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成29年4月3日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）します。

なお、異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が平成29年2月1日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

異議申立ての結果は、平成29年3月2日以降、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社のホームページ (<http://www.eastspring.co.jp/>) でご確認いただけます。

以上